

指宿広域市町村圏組合議会定例会の回数を定める条例

(昭和46年指宿広域市町村圏組合条例第1号)

改正 平成5年指宿広域市町村圏組合条例第2号

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定に基づく指宿広域市町村圏組合議会定例会の回数は、年2回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年指宿広域市町村圏組合条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。